

株式交換に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2025 年 8 月 1 日

株式会社リンクアンドモチベーション
Unipos 株式会社

2025 年 8 月 1 日

株式交換に係る事後開示事項

東京都中央区銀座四丁目 12 番 15 号
株式会社リンクアンドモチベーション
代表取締役会長 小笹 芳央

東京都港区虎ノ門 3 丁目 1 番 1 号
Unipos 株式会社
代表取締役社長 松島 稔

株式会社リンクアンドモチベーション（以下「LMI」といいます。）及びUnipos 株式会社（以下「Unipos」といいます。）は、2025 年 5 月 22 日付で両社間にて締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2025 年 8 月 1 日を効力発生日として、LMI を株式交換完全親会社とし、Unipos を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条に定める事後開示事項は以下のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第 190 条第 1 号）

2025 年 8 月 1 日

2. 株式交換完全子会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 2 号）

（1）会社法第 784 条の 2 の規定による手続の経過

会社法第 784 条の 2 の規定による請求を行った Unipos の株主はおりませんでした。

（2）会社法第 785 条の規定による手続の経過

Unipos は、会社法第 785 条第 3 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 155 条第 2 項及び第 161 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 7 月 11 日付で、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社である LMI の商号、住所及び買取口座を電子公告により公告いたしました。が、会社法第 785 条第 1 項に基づく株式買取請求を行った Unipos の株主はおりませんでした。

（3）会社法第 787 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

（4）会社法第 789 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過

LMI は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続について、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

LMI は、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 7 月 11 日付で、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社である Unipos の商号及び住所を電子公告により公告いたしました。なお、LMI は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 797 条第 1 項の規定による手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により LMI に移転した Unipos の普通株式の数は、本株式交換により LMI が Unipos の発行済株式（ただし、LMI が所有する Unipos の普通株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の Unipos の発行済普通株式数から、LMI が所有する Unipos の普通株式の数を除外した 12,677,224 株です。なお、上記発行済普通株式数は、後記 5. (4) 記載の自己株式の消却が行われた後のものです。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) LMI は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本株式交換に反対する旨を LMI に通知した LMI の株主はいませんでした。

(2) Unipos は、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2025 年 6 月 27 日開催の 2025 年 3 月期定時株主総会及び普通株式に係る種類株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ています。

(3) Unipos の普通株式は、株式会社東京証券取引所グロース市場において 2025 年 7 月 30 日付で上場廃止となりました。

(4) Unipos は、2025 年 7 月 16 日開催の取締役会の決議に基づき、基準時をもって、基準時において所有していた自己株式 12,176 株の全てを消却いたしました。

(5) Unipos の 2016 年 9 月 2 日開催の臨時株主総会、B 種種類株主総会及び C 種種類株主総会の決議に基づき発行された第 3 回新株予約権（残存する新株予約権の数：2,000 個、目的株式数：Unipos 普通株式 8,000 株）、並びに、2022 年 4 月 20 日開催の定時取締役会の決議に基づき発行された第 7 回新株予約権（残存する新株予約権の数：917 個、目的株式数：Unipos 普通株式 91,700 株。以下、第 3 回新株予約権及び第 7 回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。）に関して、2025 年 6 月 27 日開催の 2025 年 3 月期定時株主総会及び普通株式に係る種類株主総会

の決議において本株式交換に係る議案が承認されたことで、本新株予約権の行使条件を充足しなくなるとともに、本新株予約権の取得条項として定められた無償取得事由（Unipos が完全子会社となる株式交換について、法令上必要となる株主総会の承認決議が行われたとき）に該当することから、当該決議の日から本株式交換の効力発生日の前日までに、当該取得条項に基づき、Unipos が無償で取得し、消却する予定でした。

もっとも、本新株予約権の行使条件については、「会社が特に行使を認めた場合」には、無償取得事由が発生したとしても本新株予約権の行使を認める旨が規定されていたところ、Unipos 取締役会において無償取得事由の発生後も本新株予約権の行使を認める旨の決議がなされ、その結果、本株式交換の効力発生日の前日である 2025 年 7 月 31 日までに、第 7 回新株予約権（計 378 個）が行使されました。また、行使されなかった第 3 回新株予約権（計 2,000 個）及び第 7 回新株予約権（計 539 個）について、本株式交換の効力発生日の前日である 2025 年 7 月 31 日までに、全て放棄されました。したがって、本新株予約権は 2025 年 7 月 31 日までに全て消滅いたしました。

（６）LMI は、Sansan 株式会社から、2025 年 6 月 30 日付で、同社が保有する Unipos の A 種優先株式 3,800 株及び普通株式 366,200 株を株式譲渡により取得いたしました。

（７）LMI は、本株式交換により、基準時の Unipos の株主（ただし、前記（４）に記載の Unipos の自己株式の消却後の株主をいい、LMI を除きます。）に対して、その所有する Unipos の普通株式 1 株につき LMI の普通株式 0.35 株の割合をもって、LMI の普通株式を割当交付いたしました。なお、LMI が割当交付した LMI の普通株式の合計は、4,437,028 株です。

（８）本株式交換に伴い増加した、LMI の資本金及び準備金は、以下のとおりです。

- ① 資本金 : 0 円
- ② 資本準備金 : 会社計算規則第 39 条に従い LMI が別途定める額
- ③ 利益準備金 : 0 円

以上